

令和5年3月 令和5年第12回始良市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年3月20日（月） 午後1時30分～午後3時30分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室
3. 出席委員 農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番：小長野 誠 | 2番：坂元 廣幸 | 3番：本村 正一 | 4番：福森 徳昭 |
| 5番：牧野田 隆平 | 6番：杉尾 敏憲 | 7番：市藺 由美子 | 8番：白尾 親昭 |
| 9番：今村 逸子 | 10番：野元 幸雄 | 11番：堂前 澄男 | 12番：西 泰行 |
| 13番：川島 兼次 | 14番：内飩 達也 | 15番：平 富士夫 | 16番：岩元 律子 |
| 17番：松元 信道 | 18番：夏田 恒 | 19番：米迫 慎二 | |

欠席委員（4番：福森委員）

【農地利用最適化推進委員】

- | | | | |
|----------|------------|-----------|-----------|
| 1番：内村 幸雄 | 2番：宇都 和義 | 3番：扇藺 弘行 | 4番：柚木 利雄 |
| 5番：大重 孝司 | 6番：上福元 克己 | 7番：松永 政文 | 8番：松元 健一 |
| 9番：池端 隆志 | 10番：新屋敷 幸一 | 11番：中村 政芳 | 12番：柳迫 勝美 |

4. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第2号 農用地利用集積計画(利用権移転)の意見決定について
5. 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第4号 農地転用事業計画変更申請について
7. 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第6号 農地の利用目的変更願について
9. 議案第7号 非農地証明願について
10. 議案第8号 農地あっせん申出（借受 希望）について
11. 議案第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
12. 農地あっせんの経過報告
13. 農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
14. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 ・ 事務局長補佐兼農地係長 ・ 農地係主査 ・ 農地係主事
振興係長 ・ 振興係主任主査
農政課課長補佐兼加治木農林水産係長

事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議長	ただいまから、令和4年度第12回始良市農業委員会総会を開会いたします。出席農業委員は、19名中18名で、定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。なお本日は、4番農業委員が欠席であります。 ——— 会務報告 ———
議長	会務報告について、事務局からの報告をお願いします。
事務局	〔事務局 報告〕
	——— 日程第1 議事録署名委員の指名 ———
議長	次に日程第1、始良市農業委員会 会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに異議ございませんか。
委員	『異議なし』
議長	それでは、5番農業委員、6番農業委員に、お願いいたします。 ——— 日程第2 会議書記の指名 ———
議長	次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の局長補佐と、振興係長を指名いたします。これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案 終了後に入室・着席していただきます。なお、委員本人の方々の事案については、事務局

	で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくお願いいたします。 ——— 日程第3 議案第1号（136件） ———
議 長	次に、日程第3、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。1番から136番について、事務局からの説明を求めます。
事務局	それでは、議案第1号、農地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。公告日は、3月20日、契約の始期は、4月1日を、それぞれ予定しております。契約年数につきましては、1年間で2件、2年間で8件、3年間で29件、4年間で1件、5年間で74件、7年間で2件、10年間で20件、合計136件、241,964㎡となっております。内容につきましては、総会資料の2ページになりますので、ご確認いただきたいと思います。なお、総会資料の22ページ、125番から129番が、〇〇委員、130番と131番が〇〇委員、132番から134番が、〇〇委員、135番と136番が〇〇委員、が関連する議案となっております。つきましては、「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加できませんので、ご協力をよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	これより、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から136番について、質疑に入ります。なお、125番から136番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。まずは、1番から124番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から124番について、原案

	のとおりに、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から124番については、原案のとおり決定いたしました。それでは、125番から129番までの関係者、14番、農業委員の退席をお願いします。
委員	（14番 農業委員 退席）
議長	これより、125番から129番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、125番から129番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、125番から129番については、原案のとおり決定いたしました。14番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	（14番 農業委員 着席）
議長	次に、130番と131番の関係者、9番、農業委員の退席をお願いします。
委員	（9番 農業委員 退席）
議長	これより、130番と131番について、質疑に入ります。質疑

	のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	それでは、お諮りいたします。議案第１号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、１３０番と１３１番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第１号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、１３０番と１３１番については、原案のとおり決定いたしました。９番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	（９番 農業委員 着席）
議長	次に、１３２番から１３４番までの関係者、６番、農業委員の退席をお願いします。
委員	（６番 農業委員 退席）
議長	これより、１３２番から１３４番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	それでは、お諮りいたします。議案第１号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、１３２番から１３４番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第１号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、１３２番から１３４番については、原案のとおり

	り決定いたしました。６番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	(６番 農業委員 着席)
議長	次の、１３５番と１３６番につきましては、議事参与制限に、私 が関係しておりますので、会長職務代理者であります１８番、農業 委員と議長を交代し、私は、退席いたします。
委員	(農業委員会長 退席)
委員	(農業委員 議長席に着席)
議長 会長職務代理者	これより、１３５番と１３６番について、質疑に入ります。質疑 のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議長 会長職務代理者	それでは、お諮りいたします。議案第１号 農用地利用集積計画 (貸借) の意見決定についての、１３５番と１３６番について、原 案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長 会長職務代理者	賛成多数により、議案第１号、農用地利用集積計画（貸借）の意 見決定についての、１３５番と１３６番については、原案のとおり 決定いたしました。それでは、農業委員会長と、議長を交代いたし ます。農業委員会長の、議長席への着席をお願いします。
委員	(農業委員 議長席から退席)
委員	(農業委員会長 議長席に着席)
	—— 日程第４ 議案第２号 ——
議長	次に、日程第４、議案第２号、農用地利用集積計画 (利用権移

	転) の意見決定について、議題に供します。1 番から 8 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 2 号、農地利用集積計画（利用権移転）の意見決定について、ご説明いたします。総会資料は 25 ページになります。 今月の件数につきましては、8 件です。利用権移転につきましては、あまり案件がありませんので、ご説明いたします。賃借の内容を変更せずに、利用権だけを、他の方に移転するということです。今月は 8 件ありました。告示日は 3 月 20 日、利用権移転は 3 月 21 日からとなります。それでは、1 番から 7 番につきまして、ご説明いたします。受人は、蒲生町米丸在住の〇〇、利用権の渡人は、〇〇で、親子間の経営移譲です。申請地は、蒲生町下名〇〇他 8 筆の田、8,667 m²、貸人〇〇他 7 名です。次に、8 番につきまして説明いたします。受人は西餅田在住の〇〇、利用権の渡人は、〇〇で、親子間の経営移譲です。申請地は、船津〇〇の田、3,727 m²です。以上で説明を終わります。
議 長	これより、議案第 2 号、農用地利用集積計画（利用権移転）の意見決定についての、1 番から 8 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします議案第 2 号 農用地利用集積計画（利用権移転）の意見決定についての、1 番から 8 番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 2 号、農用地利用集積計画（利用権移転）の意見決定についての、1 番から 8 番については、原案のとおり決定いたしました。 —— 日程第 5 議案第 3 号（7 件） ——

議 長	次に、日程第5、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から7番までについて、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第3号、農地法第3条の規定による、許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は27ページです。今月の申請件数につきましては、7件となっております。先般、各担当委員におきまして、事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。それでは、1番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、加治木町西別府の田が4筆、畑が1筆の計5筆、合計面積が、4,454㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員1番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、1番、推進委員です。調査報告いたします。令和5年3月9日、申請地を調査し、譲受人から聞き取りを行いました。労働力は本人と妻、息子夫婦であります。農業用機械は、トラクター、軽トラック、コンバイン、田植え機、と全て揃っています。耕作者としても期待されている方でもあり、当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、加治木町小山田の畑が1筆、面積は、937㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、16番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、16番、農業委員です。調査報告いたします。令和5年3月12日、譲受人宅を訪問し、申請地を調査いたしました。トラクター、軽トラ、農業用機械も揃っています。労働力は本人と奥様の2名であります。畑の管理もきちんとされておりました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、蒲生町米丸の畑が1筆、面積は、343㎡、贈与による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員6番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、6番、推進委員です。調査報告いたします。令和5年3月11日、譲受人宅を訪問し、申請地を調査いたしました。労働力は本人と奥様の2名であります。水田が25a、畑は22aぐらいあり、農業用機械は、耕運機、田植え機、コンバインと全て揃っています。また、きれいに管理されています。兄弟の譲与であります。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、中津野の田が2筆、面積は、575㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員12番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、12番、推進委員です。調査報告いたします。令和5年3月12日、譲受人と現地で会い、申請地を調査いたしました。現地

議 長	は農業用倉庫と畑、倉庫のなかには、乾燥機や農機具が入っております。トラクター3台、田植え機1台、コンバイン1台、大規模な農家であります。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。 次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、脇田の田が5筆、面積は、1,917㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員9番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、9番、推進委員です。調査報告いたします。令和5年3月10日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は本人と奥様の夫婦と長男であります。農業用機械は、耕運機、軽トラック、コンバインと全て揃っています。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	6番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、下久徳の田が1筆、面積は、56㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員8番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、8番、推進委員です。調査報告いたします。令和5年3月9日、譲受人と現地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。農業と会社経営をおこなっており、農業用機械は、田植え機1台、軽トラ1台、草刈り機2台、コンバインと全て揃っていま

	す。労働力は本人と職員の3名であります。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、7番について、事務局の説明を求めます。
事務局	7番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、東餅田の田が1筆、面積は、1,297㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、17番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、17番、農業委員です。調査報告いたします。令和5年3月10日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。娘婿と2人で水田をされています。吉田の倉庫に、トラクター、軽トラ、コンバイン等があります。申請地は、平成28年以降保全管理されています。サツマイモ等を栽培し、子どもたちに農作業体験をさせたいとの事を、現地でお聞きしました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から7番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から7番について、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため、許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から7番については、原案のとおり決定いたしました。 ——— 日程第6 議案第4号（2件） ———
議 長	次に、日程第6、議案第4号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について、議題に供します。1番と2番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第4号、農地転用事業計画変更申請について、ご説明いたします。総会資料は30ページとなっております。今月の申請件数につきましては、2件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、変更後の申請人は〇〇、申請地は、脇元の田が2筆で、合計190.21㎡となっております。こちらの申請地のほうが、当初〇〇が、令和3年1月8日付けで、通路とのことで、5条許可でしたが、今回、〇〇が、同じく通路とのことで、事業計画変更申請と、議案第5号の3番との関連で5条申請も同時に提出いただいております。農地を購入する際、通路も同時に購入することになったところです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、6番、農業委員に、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての3番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、6番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約180mの位置です。被害防除現況としましては、東が3条申請地と宅地、西が雑種地、南が里位、北が雑種地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転

議 長	用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。 次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきましてご説明いたします。申請人は、変更前、変更後、共に〇〇、申請地は、船津の田が1筆で、445㎡となっております。こちらの申請地のほうが、令和3年3月5日付けで、建売住宅1棟とのことで、5条許可が出ております。今回、隣接地も取得し利用することとなり、建売住宅7棟を建築したいとのことで、議案第5号の7番の5条申請との関連になります。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、7番、農業委員に、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての7番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、7番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約80mの位置です。被害防除現況としましては、東が市有地、西が田、南が里道、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第4号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番と2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第4号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番と2番について、原案の

委員	とおり意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
議長	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第４号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、１番と２番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。
	——— 日程第７ 議案第５号（７件） ———
議長	次に、日程第７、議案第５号、農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。１番から７番について、説明をお願いします。まずは、１番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第５号、農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、３１ページから３３ページでございます。今月の申請件数につきましては、７件であります。１番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、中津野の田が２筆、面積は４６０㎡となっております。隣接地との一体利用で、全事業面積は１，４０４㎡です。所有権移転で、農地区分は第１種農地です。転用目的は、建売住宅で、５棟の建売住宅を建築したいということです。以上で説明を終わります。県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員１１番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、１１番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第１種農地であります。第１種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約５００ｍの位置です。被害防除現況としましては、東が畑と水路、西が田と市道、南が宅地と田と里道、北が水路で

	す。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、隣接農地の用水路確保です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町反土の田が1筆、面積は451㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、一般住宅で、一般住宅を建築したいとのことです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員4番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、4番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約100mの位置です。被害防除現況としましては、東が里道、西が田、南が雑種地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、脇元の田が2筆、面積は190.21㎡となっております。議案第4号の1番との関連案件です。農地区分は第3種農地です。転用目的は、通路で、農地への通路として利用したいとのことです。以上で説明を終わります。

議 長	本件につきましては、議案第4号の1番で、6番、農業委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の田が1筆、面積は542㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、一般住宅で、自己の住宅を建築したいとのことです。一般住宅の基準である概ね500㎡を越えておりますので、参考資料の20ページのほうに、面積超の理由書を、添付しております。内容としましては、法面部分が53㎡程あり、出入り口も一か所しかないため、今回、1筆で申請をさせていただきたいとの理由となっております。以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、8番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、8番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約90mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が水路、北が市道です。申請実現の確実性としてしましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、西宮島の畑が1筆、面積は236㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、一般住宅で、申請地を親から譲り受け、子に貸借し一般住宅を建築したいとのことです。以上で説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 11 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、11 番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約 40 m の位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としてしましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、6 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	6 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の田が 1 筆、面積は 86 m ² となっております。隣接地との一体利用で、全事業面積は 215.01 m ² になります。所有権移転で、農地区分は第 3 種農地です。転用目的は、モデルハウスで、事業継続の為、モデルハウスを建築し営業活動を強化する目的とのことです。参考資料の 28 ページに経緯書を添付しております。内容としましては、令和 2 年 1 月に、一度転用許可を受けておりましたが、隣接地との関係で、86 m ² を元の所有者に返却せざるえない状況になりまして、その後、〇〇が購入しブルーベリーを購入しましたが、生育が悪く、今回、購入の相談を受けて、今回に至ったとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、8 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、8 番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約 40 m の位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が雑種地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基

議 長	準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
事務局	次に、7番について、事務局の説明を求めます。 7番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、船津の田が2筆、面積は1,499㎡となっております。議案第4号の2番と関連があり、一体利用する計画で、全事業面積は1,944㎡となります。所有権移転で、農地区分は、第2種農地です。建売住宅7棟を建築したいとのことです。以上で説明を終わります。
議 長	本件につきましては、議案第4号の2番で、7番、農業委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。これより、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から7番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	はい、推進委員8番、推進委員です。5号の4番の面積超過につきまして詳しく教えてください。何に書いてあるのでしょうか。
議 長	面積超過の理由書の件についてですが、一般住宅の場合、おおむね500㎡というのが、県から基準で示されております。概ね500㎡ですので、500㎡から550㎡の範囲が、ひとつの基準でありまして、500㎡を超える場合は、理由書を添付していただき、やむを得ない場合は許可をするというかたちで、対応しております。今回の場合は、申請地が542㎡とのことで、理由書で、法面が約53㎡ありますとのことで、542㎡から53㎡を引くと、489㎡となり、500㎡を超えていないことから、やむをえないと判断したところです。以上です。
委 員	はい、推進委員8番、推進委員です。おおむね500㎡と何に書いてあるのでしょうか。
事務局	県の研修などで、基準は出されているところですが、通知がいつ

	付のどのような通知なのかについては、何に記載されているかは、こちらで確認いたしまして、委員のほうには返答させていただきます。
委員	はい、それでよろしいです。
議長	それでは、お諮りいたします。議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から7番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から7番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、1番につきましては、県農業委員会ワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。
	——— 日程第8 議案第6号（1件） ———
議長	次に、日程第8、議案第6号、農地の利用目的変更願について、議題に供します。1番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第6号、農地の利用目的変更願について、ご説明いたします。総会資料は34ページでございます。今月の申請件数につきましては、1件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、脇元の田が4筆、1,861㎡となっております。議案第3号の5番の申請地となっております。農地区分は第3種農地です。3条で取得した農地を、桃、ブルーベリー、柿、栗等の果樹を植えて、樹園地、畑として変更の試験性となっております。以上で、説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、6番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、6番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であります。申請地の位置は、〇〇から、北に、約190mの位置です。被害防除現況としましては、参考資料の30ページをご覧ください。東が水路、西が里道、5条申請地、雑種地、南が雑種地、宅地、北が田、水路、雑種地となっております。申請実現の確実性としてしましては、営農計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、現地調査委員としてしましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議長	これより、議案第6号、農地の利用目的変更願についての、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それでは、お諮りいたします。議案第6号、農地の利用目的変更願についての、1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第6号、農地の利用目的変更願についての、1番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。
——— 日程第9 議案第7号（2件） ———	
議長	次に、日程第9、議案第7号、非農地証明願について、議題に供します。1番と2番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第7号、非農地証明願について、ご説明いたします。総会資料は35ページになっております。今月の申請件数は2件となって

	おります。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、土地の所在は、平松の畑が3筆で529㎡です。農地区分は、第3種農地で、現況は宅地であります。昭和51年6月10日に建物が建築され、現在に至るとのことです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、5番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、5番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地です。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約180mの位置です。現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地と畑、北が市道となっております。非農地として認める、やむを得ない理由としまして、宅地となつてから、すでに20年以上経過しているもので、やむを得ないものと認めます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、土地の所在は、平松の1筆で230㎡です。農地区分は、第3種農地で、現況は宅地であります。昭和54年9月から宅地となり、現在に至るところです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、5番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、5番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地です。申請地の位置は、〇〇から、北に、約30mの位置です。現況としましては、宅地となつてから、約44年がたっており、周囲の状況は、東が市道、西が宅地、南が雑種地、北が宅地と私道となっております。非農地として認める、やむを得ない理由としまして、宅地となつてから、すでに20年以上経過しているもので、やむを得ないものと認めます。条件および特記事項は、特に

	ありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第7号、非農地証明願についての、1番と2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第7号、非農地証明願についての、1番と2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第7号、非農地証明願についての、1番と2番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。
	——— 日程第10 議案第8号（1件） ———
議 長	次に、日程第10、議案第8号、農地あっせん申出（借受 希望）について、議題に供します。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第8号、農地あっせん申出について、説明いたします。総会資料は、36ページです。今月の申請につきましては、借り受け、1件となっております。参考資料につきましては、40ページからになりますので、審議の参考としてください。それでは、1番を説明いたします。内容につきましては、借り受けです。申請者は、霧島市溝辺町の〇〇。希望地区は、加治木町楠原地区で、3,000㎡から5,000㎡借り受けたいということで、希望借受期間は、15年から20年、希望小作料は、地域の平均との事です。栽培樹種は、お茶の生産です。
議 長	これより、議案第8号、農地あっせん申出（借受 希望）につい

	ての、1 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
議 長	委員 〔質疑・意見なし〕
	それでは、お諮りいたします。議案第 8 号、農地あっせん申出（借受 希望）についての、1 番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
議 長	委員 〔賛成多数〕
	賛成多数により、議案第 8 号、農地あっせん申出（借受 希望）についての、1 番について、原案のとおり受理することに、決定いたしました。次に、ただいま受理することが、決定しました議案第 8 号、農地あっせん申出に係る、地区あっせん委員の選出について、協議していただきます。地区委員の方々から、選出していただきたいと思います。自薦、他薦のいずれでもよろしいです。
議 長	委員 「意見なし」
	いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。議案第 8 号、農地あっせん申出（借受 希望）の 1 番については、1 2 番、農業委員に、お願いしたいと思います。
議 長	委員 「はい」
	それでは、担当になられた農業委員、よろしくお願いいたします。
議 長	—— 日程第 11 議案第 9 号（1 6 件） ——
	次に、日程第 1 1、議案第 9 号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。1 番から 16 番について、事務局の説明を求めます。

事務局	はい、それでは、議案第9号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の意見決定につきまして、ご説明いたします。今回、始期を令和5年3月31日として設定する募集期分につきまして、ご審議いただきます。それでは、総会資料39ページの14番から16番が、農業委員18番、農業委員にかかる案件となっておりますので、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限により、審議の際はご退席をお願いいたします。それでは、38ページの借換区分別集計表をご覧ください。利用権を設定する再配分予定者の氏名、または名称につきまして、各筆明細の一覧表を、次のページに以降に添付しておりますので、ご確認ください。今回、中間管理機構を借主として利用権を設定するものは、新規8件。申請面積は、10,323㎡です。更新が8件、6,321㎡。合計で、16件で、16,644㎡です。設定する権利別は、使用貸借権が6件、賃貸借権が10件となっております。今回の設定地区は、木津志、中津野、寺師、蒲生町白男、上久徳、北となっております。ご審議の方、よろしくお願いします。
議長	これより、議案第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての1番から16番について、質疑に入ります。なお、14番から16番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。まずは、1番から13番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それでは、お諮りいたします。議案第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から13番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第9号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）についての、1番から13番については、原案

	のとおり、決定いたしました。それでは、１４番から１６番までの関係者、１８番、農業委員の退席をお願いします。
委員	（１８番 農業委員 退席）
議長	これより、１４番から１６番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	それでは、お諮りいたします。議案第９号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）についての、１４番から１６番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第９号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、１４番から１６番については、原案のとおり決定いたしました。１８番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	（１８番 農業委員 着席）
	———— 日程第１２ ————
議長	次に、日程第１２、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まずは、事務局からの報告をお願いします。
事務局	農地あっせんの経過報告をいたします。２ページの１５番、〇〇ですが、先月、中津野〇〇番について、買い手が決まったとのことで、取り下げとの事でしたが、申出人より、農振農用地内で容易に売買することができない事が解り、再度売り渡しの申出をしたいとのことです。耕作者の方や関係者に迷惑をかけて申し訳ありません

	でしたとの事です。18番〇〇さんですが、まだ決まっていませんとの事で、希望地区〇〇地区を始良市全域に拡大してほしいとのことです。20番〇〇さんですが、今月の議案第1号47・48・49番で3,621㎡利用権が設定されて、現在、利用権設定面積が、79,901㎡となっております。25番〇〇さんですが、希望の農地が見つかったため取り下げますとの事でした。48番〇〇さんですが、加治木町小山田〇〇他1筆、2,579㎡〇〇所有地について、3月13日に〇〇委員、〇〇委員、事務局立ち合いの元、あっせんの立ち合いをしたところ、整理しましたので、来月農地法3条の申請が提出される予定です。以上で、事務局の報告を終わります。
議 長	委員のみなさまから、何か報告等ございませんか。
委 員	はい、推進委員4番、推進委員です。先程の〇〇さんの件ですが、決まりまして、みなさんもお承知で、ありがとうございました。
議 長	他にありませんか。ないようですので、これで終わります。
	—— 日程第13 ——
議 長	次に、日程第13、農地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の報告を求めます。
事務局	農地利用集積計画（貸借）の合意解約を報告いたします。3月は、12件提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約、3月分をのちほどご確認ください。以上で報告を終わります。
議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委 員	〔発言 有・無〕
議 長	それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。

	—— 日程第 14 ——
議 長	次に、日程第 14、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
委 員	〔委員から無し〕
議 長	事務局からは、何かありませんか。
事務局	〔農地あっせん申出の処理方法の改正案について〕 〔資料等の保存年数について〕 〔互助会の決算報告について〕
議 長	それでは、以上をもちまして、令和 5 年、第 12 回、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。
事務局	姿勢を正してください。一同礼。

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____